

## 第8期計画期間中の介護保険料の検討資料

第7期事業計画期間(H30～R2年度)		
所得段階	対象者	保険料(年額) 保険料率
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者であって世帯全員が住民税非課税 ・ご本人及び世帯全員が住民税非課税で、前年の(合計所得金額-課税年金等に係る雑所得)+課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	30,000円 基準額×0.45  (20,000円) (基準額×0.30)
第2段階	・ご本人及び世帯全員が住民税非課税で 前年の(合計所得金額-課税年金等に係る雑所得)+課税年金収入額の合計額が80万円超120万円以下の方	43,300円 基準額×0.65  (33,300円) (基準額×0.50)
第3段階	・世帯全員の住民税が非課税で 第2段階以外の方	50,000円 基準額×0.75  (46,700円) (基準額×0.70)
第4段階	・ご本人が住民税非課税で前年の(合計所得金額-課税年金等に係る雑所得)+課税年金収入額の合計額が80万円以下で世帯の誰かが課税されている方	60,000円 基準額×0.90
第5段階	・ご本人が住民税非課税で前年の(合計所得金額-課税年金等に係る雑所得)+課税年金収入額の合計額が80万円を超え世帯の誰かが課税されている方	66,600円 基準額×1.00
第6段階	・ご本人が住民税課税で、 前年の合計所得が120万円未満の方	83,300円 基準額×1.25
第7段階	・ご本人が住民税課税で 前年の合計所得が120万円以上200万円未満の方	89,900円 基準額×1.35
第8段階	・ご本人が住民税課税で 前年の合計所得が200万円以上300万円未満の方	106,600円 基準額×1.60
第9段階	・ご本人が住民税課税で 前年の合計所得が300万円以上400万円未満の方	116,600円 基準額×1.75
第10段階	・ご本人が住民税課税で、 前年の合計所得が400万円以上600万円未満の方	123,200円 基準額×1.85
第11段階	・ご本人が住民税課税で、 前年の合計所得金額が600万円以上の方	129,900円 基準額×1.95



第8期事業計画期間(R3～R5年度)		
所得段階	対象者	保険料(年額) 保険料率
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者であって世帯全員が住民税非課税 ・ご本人及び世帯全員が住民税非課税で、前年の(合計所得金額-課税年金等に係る雑所得)+課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	■円 基準額×■  (■円) (基準額×■)
第2段階	・ご本人及び世帯全員が住民税非課税で 前年の(合計所得金額-課税年金等に係る雑所得)+課税年金収入額の合計額が80万円超120万円以下の方	■円 基準額×■  (■円) (基準額×■)
第3段階	・世帯全員の住民税が非課税で 第2段階以外の方	■円 基準額×■  (■円) (基準額×■)
第4段階	・ご本人が住民税非課税で前年の(合計所得金額-課税年金等に係る雑所得)+課税年金収入額の合計額が80万円以下で世帯の誰かが課税されている方	■円 基準額×■
第5段階	・ご本人が住民税非課税で前年の(合計所得金額-課税年金等に係る雑所得)+課税年金収入額の合計額が80万円を超え世帯の誰かが課税されている方	■円 基準額×1.00
第6段階	・ご本人が住民税課税で、 前年の合計所得が120万円未満の方	■円 基準額×■
第7段階	・ご本人が住民税課税で 前年の合計所得が120万円以上210万円未満の方	■円 基準額×■
第8段階	・ご本人が住民税課税で 前年の合計所得が210万円以上320万円未満の方	■円 基準額×■
第9段階	・ご本人が住民税課税で 前年の合計所得が320万円以上400万円未満の方	■円 基準額×■
第10段階	・ご本人が住民税課税で、 前年の合計所得が400万円以上600万円未満の方	■円 基準額×■
第11段階	・ご本人が住民税課税で、 前年の合計所得金額が600万円以上の方	■円 基準額×■

※カッコ内は消費税引き上げ分を財源とした公費を投入し、負担軽減を行った場合の保険料額及び保険料率。

(注)本資料については、市議会の議決を経て第8期介護保険料が決定する前であることを考慮してホームページ上では内容の一部を非公開としています。